

平成 26 年 7 月 9 日

各 位

会社名 株式会社小僧寿し
代表取締役社長 大西好祐
(JASDAQ コード 9973)
問合せ先 執行役員管理本部長 桔梗正裕
(電話番号 03-6226-4400)

社内調査委員会からの調査報告に基づく再発防止策について

当社は、平成 26 年 6 月 20 日に受領した社内調査委員会の調査報告書で提案された改善策に基づき、経営陣に対する牽制機能を強化したリスク管理体制の構築を目指して、必要な改善策および措置について、取締役会において、検討してまいりました。このような検討結果に基づき、下記の再発防止策を実行することを本日開催の取締役会で決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 再発防止策について

(1) 決議体の整備、運用の改善

当社の取締役会は、社内調査委員会からの、代表取締役社長以外は社外取締役 2 名であり、議案の問題点把握には不十分な体制であったとの指摘を受け、平成 26 年 7 月 2 日開示の「取締役選任議案の変更に関するお知らせ」にて開示したとおり、社内出身の取締役候補者 2 名（渡邊敏仁及び楨村正美）及びコンプライアンス体制の整った上場企業経営者である佐藤眞吾氏を、平成 26 年 8 月 7 日開催の臨時株主総会における取締役選任議案の取締役候補者に決定し、このうち佐藤眞吾氏を新たな代表取締役候補者として決定しております。佐藤眞吾氏は上場企業 3 社目の代表者となりますが、代表者として経営面での判断を主に行い、渡邊敏仁氏は副社長として当社の主たる事業である寿し事業の執行を執り行うこととなる予定であり、代表者としてまた取締役として求められる監督機能については問題がないものと考えております。これら新経営陣の下、取締役会の体制の充実強化を図ってまいります。

また、社内調査委員会からはより実務に即した案件を審議するために取締役会の下部機関として設置されている経営会議につきまして、その審議内容が取締役会および監査役会に十分に伝達されていないという問題点の指摘を受けております。

これに対しては、経営会議での審議内容を、経営会議に出席する担当本部長および常勤監査役が、それぞれ取締役会および監査役会に報告することを義務付け、情報の共有により、当社の課題が取締役会及び監査役会において適時かつ十分に共有できるよう、7 月に規程の変更を行っております。

(2) 決裁から支出にいたるまでの変更、チェック機能の強化

当社では決裁すべき内容、費用について基準を設け、必要に応じて取締役会および下部機関での決議を求めた上で、稟議システムでの決裁を行う二重の管理を行ってまいりました。

しかしながらこれらを行っても、なおこのたびの事案が発生したこと、さらにそれぞれが機能す

る上での不備について、社内調査委員会より指摘を受けたことから、以下の変更およびチェック機能の強化を行います。

まず、稟議システムにつきましては、最終決裁者が審議者の承認を待たずに決裁可能とする後関機能が当社の稟議システムには存在しておりましたが、この後関機能は、適正な稟議システムの運営上、問題がございますので、すでに運用を停止しております。また、併せて常勤監査役を、稟議申請に対する確認者と位置づけ、常勤監査役において稟議内容を申請後、直ちに閲覧可能にすることで、最終決裁の前段階での監視や不正防止が可能な体制を構築いたしました。

さらに、当社からの支出の際には、社内規程に基づき、以上の稟議システム、取締役会による決議が実施されているかを、出金担当者が確認したうえで、さらに管理本部長が再度の確認・承認を行わなければ、実際の支出はできないように、7月より社内フローを一部変更し、これにより何重もの適正性のチェックが出来るように運用を改めております。

(3) コンプライアンス・リスク体制の整備

当社には社長および各本部長を委員とし、内部監査室を事務局とするコンプライアンス・リスク管理委員会が設置されており、当社およびグループ会社コンプライアンス及びリスク管理体制の整備・充実を目的に活動してまいりました。しかしながら、その委員構成は経営会議のメンバー構成とほぼ重なり、社内調査委員会からは、運用が形骸化していたことが指摘されております。これを受けて、今後コンプライアンス・リスク管理委員会の構成を当社社長、当社担当取締役、各本部長、子会社社長、事務局（内部監査室）に、常勤監査役及び当社社外監査役をオブザーバーへと一新し、公正中立にその活動が行える体制を構築してまいります。

また、取締役、監査役および幹部従業員のコンプライアンス意識の向上を目的として、外部講師による研修を予定しており、役員による監視監督機能の充実と幹部従業員のリスク意識の醸成を図ってまいります。

(4) 規程・基準の変更

社内調査委員会からは、融資についての取締役会付議基準が1億円以上となっていることをはじめ、取締役会への付議基準が当社の実態に即していない旨の指摘を受けています。そのため、現状を鑑み、融資基準だけでなくほかの付議基準の見直しを行っており、今後も実務面、コンプライアンス面の両面で現状に即した基準変更を随時実行してまいります。

またコンプライアンスの観点で各種規程の見直しを図ってまいります。

2. 関係者の経営責任について

本件に関し、平成26年6月20日付の「社内調査委員会からの調査報告書の受領について」にて開示した通り、社内調査委員会から、当社代表取締役社長への取締役の辞任勧告を含めた対応を検討する必要がある旨が表明されました。

取締役会では、この社内調査委員会からの勧告に基づき、代表取締役社長である大西好祐氏と話し合いを行った結果、同氏以外の取締役が社外取締役であることに鑑み、平成26年8月7日開催予定の臨時株主総会終了の時をもって取締役を辞任する意向表明を同氏より受けております。

株主の皆様をはじめ関係各位には、多大なご心配とご迷惑をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。当社では以上の改善策を迅速に図り、再発防止に努めてまいります。

以 上